

ITI Section Japan **Certified Specialist for Implantology** **(ITI日本支部公認インプラントスペシャリスト)制度規程**

(目的)

第1条

本制度は、インプラント治療および関連組織再生に関わる広い学識と高度な専門的技能を有する人材の養成を図り、医療の発展ならびに国民の QOL の改善に貢献することを目的とする。

(認定)

第2条

ITI Section Japan は、前条の目的を達成するため、ITI Section Japan Certified Specialist for Implantology (ITI 日本支部公認インプラントスペシャリスト(以下、「公認インプラントスペシャリスト」という)を認定し、認定証を交付する。

(公認インプラントスペシャリスト制度審議委員会)

第3条

公認インプラントスペシャリスト制度に必要な事項などを審議するために公認インプラントスペシャリスト制度審議委員会(以下、「審議委員会」という)を置く。

第4条

審議委員会は、ITI Section Japan チェアマン(以下、「チェアマン」という)が指名する者(以下、「委員」という)若干名をもって構成する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3. 委員長は、チェアマンが指名する。副委員長は審議委員会で決定する。

第5条

審議委員会は委員長が招集する

2. 審議委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第6条

審議委員会は、下記の業務を行う。

(1) 公認インプラントスペシャリスト制度の審議

(2) 公認インプラントスペシャリスト教育講座の企画

(公認インプラントスペシャリスト認定委員会)

第7条

公認インプラントスペシャリストの資格等を審査するために、公認インプラントスペシャリスト認定委員会(以下、「認定委員会」という)を置く。

2. 認定委員会の構成ならびに業務等については別に定める。

(公認インプラントスペシャリストの申請資格)

第 8 条

公認インプラントスペシャリストを申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当していることを要する。

- (1) 歯科医師または、医師の免許を有していること。
 - (2) 申請時に 2 年以上継続して ITI メンバーとして在籍し、会費を納入していること。
 - (3) 申請の前々年から申請時まで開催されたワールドシンポジウム、ナショナルコンGRESS、セクションミーティング、リージョナルスタディークラブミーティング、公認インプラントスペシャリスト教育講座のいずれかに 2 回以上参加していること。ただし、リージョナルスタディークラブミーティングは支部単位で開催し、スタディークラブコーディネータの承認を得たものとする。
 - (4) ITI フェロー 2 名の推薦が得られること。
 - (5) 申請前の 2 年間に最終補綴装置を装着した 30 症例以上のインプラント治療を行っていること。ただし、インプラント埋入は申請前 2 年間以前であっても構わない。
 - (6) 申請前の 5 年間に、その期間中にインプラント埋入から最終補綴装置装着までを終え、装着後 1 年以上経過した 20 症例以上のインプラント治療を行っていること。
2. 前項に関わらず、認定委員会が申請資格を有すると認めた者。

(公認インプラントスペシャリストの認定)

第 9 条

公認インプラントスペシャリストを申請する者は、所定の申請書類を提出しなければならない。

2. 公認インプラントスペシャリストの認定は認定委員会において審査し、その報告をもとに審議委員会の議を経て認定する。

(公認インプラントスペシャリストの認定証交付)

第 10 条

認定された者は、登録料を納入した後、チェアマンから認定証が交付される。

(公認インプラントスペシャリストの資格更新)

第 11 条

公認インプラントスペシャリストは 5 年毎に資格の更新をしなければならない。

2. 更新の可否は、認定委員会において審査し、その結果をもとに審議委員会の議を経て認定する。
3. 更新要件については別に定める。

(公認インプラントスペシャリストの資格喪失)

第 12 条

公認インプラントスペシャリストは、下記の各号のいずれかに該当する場合には認定委員会、審議委員会の議を経てその資格を失う。

- (1) 資格を辞退したとき。
- (2) ITI メンバーの資格を失ったとき。
- (3) 歯科医師の免許取消又は歯科医業の停止処分を受けたとき。

- (4) 公認インプラントスペシャリストの資格の更新を怠ったとき。
 - (5) 認定委員会で公認インプラントスペシャリストとして不相当と認めるとき。
2. 資格喪失者は認定証を返納しなければならない。

第 13 条

本規程を改正する場合には、審議委員会の承認を得なければならない。

第 14 条

登録申請手続き(申請期間、申請料)及び暫定期間については別に定める。

(附則)

- 1. この規程は、平成 29 年 2 月 2 日より施行する。
- 2. この規程は、平成 29 年 8 月 29 日より施行する。